

発信日時 2025/09/01 21:15:57

受付日時 2025/09/01 21:15:57

取扱日 2025/09/01

事業者コード: 0000001532 利用者名: 株式会社 Y Z

## 申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。  
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。  
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税	所得金額総額	-50,821,037円
法人事業税	付加価値額総額	-5,107,427円
法人事業税	資本金等の額総額	200,753,080円
法人事業税	申告納付税額	1,053,900円
法人県民税(法人税割)	課税標準総額	0円
法人県民税(法人税割)	申告納付税額	0円
法人県民税(均等割)	申告納付税額	290,000円

納税者の氏名又は名称	株式会社 Y Z
発行元	東京都中央都税事務所 法人事業税課法人事業税班
電話番号	03-3553-2151
受付番号	R1-2025-20507649
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告
年度・期別等	R06/07/01 ~ R07/06/30
提出先名	東京都中央都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250901211556.xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

東京都中央都税事務所長 殿 90100011184824

修正・更正 決・再正 による

所在地: 東京都中央区築地7-3-10
事業種目: コンサルティング事業等
期末現在の資本金の額: 102,876,920円
法人名: 株式会社YZ
代表者名: 安田 祐介

令和6年7月1日から令和7年6月30日までの事業年度分の道府県民税特別法人事業税の確定申告書

(事業税)

(道府県民税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得金額総額, 付加価値額総額, 資本金等の額, 収入金額, 合計事業税額, 事業税の特定期間, 均等割額.

(特別法人事業税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得割に係る特別法人事業税額, 収入割に係る特別法人事業税額, 合計特別法人事業税額, 均等割額.

Table with columns: 所得金額の計算の内訳, 法人税の所得金額, 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額, 還付請求中間納付額.

関与税理士名

スタンダード会計事務所 野口 仁

(電話) 03-6384-2345

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和 6・7・1 令和 7・6・30	法人名	株式会社YZ
----------------------	-----------------------	-----	--------

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地	
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数			(外 箇所)		
東京都中央区築地7-3-10		12	24	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
特別区内における従たる事務所等				異動区分	異動の年月日	名称	所在地	
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	設置				
1	千代田区 (外 箇所)			廃止				
2	中央区 (外 箇所)			旧の主たる事務所等	( 月)			
3	港区 (外 箇所)			均 等 割 額 の 計 算				
4	新宿区 (外 箇所)			区 分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)×(ウ)
5	文京区 (外 箇所)			特別区のみ	円	月		円
6	台東区 (外 箇所)			主たる事務所等所在の特別区				
7	墨田区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
8	江東区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下	2,900,000	1.2		2,900,000
9	品川区 (外 箇所)			従たる事務所等所在の特別区				
10	目黒区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
11	大田区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下				
12	世田谷区 (外 箇所)			道府県分				
13	渋谷区 (外 箇所)			特別区(市町村分)				
14	中野区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
15	杉並区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下				
16	豊島区 (外 箇所)			納付すべき均等割額 + + + 又は + +				2,900,000
17	北区 (外 箇所)			備 考				
18	荒川区 (外 箇所)			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				24
19	板橋区 (外 箇所)							
20	練馬区 (外 箇所)							
21	足立区 (外 箇所)							
22	葛飾区 (外 箇所)							
23	江戸川区 (外 箇所)							

処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	9010001184824			
法人名	株式会社YZ				事業年度
					令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで

所得金額に関する計算書 第1号  
法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業  
第4号

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得
							外国人の事業に帰属する所得
加	②						外国における事務所又は事業所の期末の従業者数
損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額						0	③⑥
加	③						期末の総従業者数
損金の額に算入した分配時調整外国税相当額							③⑦
加	④						外国から生ずる事業所得
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額							(15 + 9) × ③⑥ / ③⑦
加	⑤						円
損金の額に算入した外国法人税の額							③⑧
算	⑥						鉱物の掘採事業と精練事業とを通じて算定した所得
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額							③⑨
小計	⑦					0	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額
減	⑧						④①
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額
減	⑨						④②
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額							③⑨ × ④① / ④①
減	⑩						④②
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額							
算	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額							
減	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額							
減	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額							
算	⑭						
小計							
仮計	⑮						
仮計 + -							
外国の事業に帰属する所得	⑯						
再仮計	⑰						
再仮計 -							
非課税等所得	⑱						
林業に係る所得	⑲						
算	⑳						
鉱物の掘採事業に係る所得							
減	㉑						
社会保険等に係る医療の所得							
算	㉒						
農事組合法人の農業に係る所得							
小計							
所得金額差引計	㉓						
所得金額差引計 (17 - 22)							
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額	㉔						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕						
所得金額再差引計	㉖						
所得金額再差引計 (23 - 24 - 25)							
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉘						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉙						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉚						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉛						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉜						
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の損金算入額	㉝						
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉞						
合計	㉟						
合計 (26 - 27 - 28 - 29 - 30 - 31 - 32 + 33 - 34)							

法人名	株式会社 Y Z	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号	9:0100	0118	4824	
		事業年度	令和6年7月1日から	令和7年6月30日まで		

第六号様式別表五の二

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

## 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算								
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2(33)又は別表5の3(12)	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2(29)若しくは下表3(29)又は別表5の2の3(2)、同表(19)、同表(23)、同表(25)若しくは同表(33)	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2(34)又は別表5の4(3)						当該事業年度の月数					12月
	純支払賃借料 別表5の2の2(35)又は別表5の5(3)						(12) × (13) 12	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ① + ② + ③						控除額計 別表5の2の3(12)、同表(30)若しくは同表(38)又は別表5の2の4(10)					
単年度損益 第6号様式(69)又は別表5(23)						差引 (14) - (15)						200,753,080
付加価値額 ④ + ⑤						(16)のうち1,000億円以下の金額						200,753,080
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ① / ④						(16)のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額						0
除 用 額 安 定 計 算	④ × 70 100	兆	十億	百万	千	円	(16)のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額					0
雇用安定控除額 ① - ⑧						仮計 (17) + (18) + (19)						200,753,080
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3(50)						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	(21)					人
課税標準となる付加価値額 ⑥ - ⑨ - ⑩						国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	(22)					
						国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	(23)					
						計 (21) + (22) + (23)	(24)					
						課税標準となる資本金等の額 (20)又は(20)×(21)/(24)、(20)×(22)/(24)若しくは(20)×(23)/(24)	(25)	兆	十億	百万	千	円
												200,753,080

## 2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 (26)	当期中の減少額 (27)	当期中の増加額 (28)	差引期末現在の金額 (29) (26) - (27) + (28)
資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円 102,876,920	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円 102,876,920
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	200,753,080			200,753,080
法人税の資本金等の額	200,753,080			200,753,080
期中に金額の増減があった場合の理由等				

法人名	株式会社 Y Z	処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号	9 0 1 0 0 0 1 1 8 4 8 2 4				
		事業年度	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで				

付加価値額に関する計算書 第1号  
第3号に掲げる事業  
第4号

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3 12	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5 15	④	兆	十億	百万	千	円
					49	80	14	17							-50821037
純支払利子	別表5の4 3	②			3572533			付加価値額	1 + 2 + 3 + 4	⑤					5364273
純支払賃借料	別表5の5 3	③			2811360										

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑩	兆	十億	百万	千	円
							6 + 7 + 8 + 9						
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦						外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数按分					
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧						外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪					人
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5 16	⑨					期末の総従業者数	⑫					

3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮						円	
	純支払利子	⑭					鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子		⑯							
	純支払賃借料	⑰					鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料		⑰							
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰					生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑳								
	純支払利子	⑱						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉑							
	純支払賃借料	㉒						鉱物の掘採事業に係る報酬給与額	㉓							
農事組合法人の行う農業	報酬給与額	⑲					鉱物の掘採事業に係る純支払利子	㉔								
	純支払利子	⑳					鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料	㉕								
	純支払賃借料	㉑														
非課税事業計	報酬給与額	13 + 16 + 19	⑳													
	純支払利子	14 + 17 + 20	㉑													
	純支払賃借料	15 + 18 + 21	㉒													

4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額	1 - 6 - 22	⑳	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	3 - 8 - 24	㉑	兆	十億	百万	千	円
					49	80	14	17							2811360
純支払利子	2 - 7 - 23	㉑			3572533										

法人名 <b>株式会社 Y Z</b>	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	9:010001184824			
	事業年度	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで			

### 資本金等の額に関する計算書

#### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3(29)又は(23)、(25)若しくは(33)	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×(3)/(4)	②						期末の総従業者数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2(14)	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4(10)	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2 - 同表) / 同表	⑬	%
差引 ⑤ - ⑥	⑦					200753080	非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 又は(別表5の2の2 / 同表) ×(別表5の2の2 / 同表)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人
再差引 ⑦ - ⑧	⑨					200753080	国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×(14)/(15)	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

#### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係										
資本金等の額 別表5の2下表3(29)	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1(29)	⑳	兆	十億	百万	千	円			
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑳×2	㉑								
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係									
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2(14)又は(9)-(10)	㉒	兆	十億	百万	千	円			
資本金の額 別表5の2下表1(29)	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉓								
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉔					円			
仮計 ⑰+⑱	㉒						総資産価額	㉕								
⑰と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉔)又は(㉒×㉕/㉖)	㉖	兆	十億	百万	千	円			
						法附則第9条第23項関係										
						資本金等の額 別表5の2下表3(29)又は(23)	㉗	兆	十億	百万	千	円				
						政府の出資の金額	㉘									
						法附則第9条第23項に係る額 ㉗-㉘	㉙									

#### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2(14)	㉚	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉛	人
外国の事業に係る控除額 ㉚×(39)/(40)	㉛						期末の総従業者数	㉜	
差引 ㉚-㉛	㉝						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉝×(41)/(42)	㉞						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㉟	人
控除額計 ㉛+㉞	㉟						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊱	

処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	株式会社 Y Z		法人番号	9010001184824	
	事業年度	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで			

報酬給与額に関する明細書 ( 第1号 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業 第4号 )

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末の従業員数	給与の額	備考
名称	所在地			
本社	東京都中央区築地7-3-10	24人	49,801,417円	
小計			49,801,417	
加算又は減算				
計 (+)			兆 十億 百万 千 円 49,801,417	

役員又は使用人のために支出する掛金等				
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11 円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2		適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3		適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13
個人型年金規約に基づく掛金	4		適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5		適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6		適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8-9	7		適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8		小計 11 + 12 + 13 + 14 + 15 + 16 + 17	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9			
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10			
小計 1+2+3+4+5+6+7+10		兆 十億 百万 千 円	計 (-)	兆 十億 百万 千 円

労働者派遣等に係る金額の計算				
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人		
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2	兆 十億 百万 千 円	
$\times \frac{75}{100}$		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2		
		$- [ \times \frac{75}{100} ]$		
報酬給与額の計算 (+ + +)	兆 十億 百万 千 円			49,801,417



処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告 区分
	法人番号	9:0100	0118	4824	
	事業 年度	令和 7年	6月	30日	1日から 30日まで

法人名	株式会社 Y Z
-----	----------

純支払賃借料に関する明細書 （法第72条の2第1項 第1号 第3号 第4号 に掲げる事業）

支 払 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期中の支払賃借料	備 考
事務所 東京都千代田区神田錦町2-2-1 11階	WeWork Japan合同会社 東京都港区南青山1-24-3	令和 6・7・1 令和 6・12・31	円 2,766,000	
	カシカシ	令和 7・1・1 令和 7・6・30	45,360	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円 2811360	

受 取 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期中の受取賃借料	備 考
		・	円	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 ( - )	兆 十億 百万 千 円 2811360
-----------------	------------------------

欠損金額等及び災害損失  
欠損金額の控除明細書

（法第72条の2第1項  
第1号に掲げる事業  
第3号）

事業 年度	令和 6・7・1 令和 7・6・30	法人 名	株式会社 Y Z
----------	-----------------------	---------	----------

第六号様式別表九

控除前所得金額 第6号様式⑨ - (別表10 又は⑳)	円	損金算入限度額 $\times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	円
--------------------------------	---	--	---

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の 当該事業年度前の のうち少ない金額)	翌期繰越額 ( ( - ) 又は別表11 )
	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
令和 2年 7月 1日 令和 3年 6月 30日	欠損金額等・災害損失欠損金額	10,125,835		円 10,125,835
令和 3年 7月 1日 令和 4年 6月 30日	欠損金額等・災害損失欠損金額	68,795,326		68,795,326
令和 4年 7月 1日 令和 5年 6月 30日	欠損金額等・災害損失欠損金額	133,508,295		133,508,295
令和 5年 7月 1日 令和 6年 6月 30日	欠損金額等・災害損失欠損金額	129,697,258		129,697,258
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	計	342,126,714		342,126,714
当	欠損金額・災害損失欠損金額	50,821,037		
期	同 上 の う ち	欠 損 金 額	50,821,037	円 50,821,037
分		災 害 損 失 欠 損 金 額		
	合 計			392,947,751

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	
当期の欠損金額	円	差引災害により生じた損失の額( - )	円
災害により生じた損失の額		繰越控除の対象となる欠損金額( とのうち少ない金額)	
保険金又は損害賠償金等の額			

法人名	株式会社 Y Z	処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号	9010001184824				
		事業年度	令和6年7月1日から	令和7年6月30日	日まで		

## 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

## 1. 基準法人所得割額の計算

摘要		所得割の課税標準	税率 ( $\frac{\quad}{100}$ )	基準法人所得割額
法第七十二條第一項第 一號に掲げる事業の所得割	所得金額総額	兆 十億 百万 千 円 - 508,210,370		
	年400万円以下の金額			兆 十億 百万 千 円
	年400万円を超え年800万円以下の金額			
	年800万円を超える金額			
	計 + +			
	軽減税率不適用法人の金額			1

## 2. 基準法人収入割額の計算

摘要		収入割の課税標準	税率 ( $\frac{\quad}{100}$ )	基準法人収入割額
法第七十二條第一項第 二號に掲げる事業の収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額			兆 十億 百万 千 円
法第七十二條第一項第 三號に掲げる事業の収入割	収入金額総額			兆 十億 百万 千 円
	収入金額			
法第七十二條第一項第 四號に掲げる事業の収入割	収入金額総額			
	収入金額			兆 十億 百万 千 円